



令和4年2月25日

四 国 運 輸 局

**全国初の「今治市地域旅客運送サービス継続実施計画」の認定について
～路線バス廃止後に地域が一体となって旅客運送サービスの継続を図ります!!～**

国土交通省では、今治市地域旅客運送サービス継続実施計画について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)(以下、「地域公共交通活性化再生法」という。)に基づき、令和4年2月25日付けで認定を行いました。地域公共交通活性化再生法が令和2年に改正されて以降、全国で初めての認定案件となります。

- 地域公共交通活性化再生法に基づき、今治市から令和4年1月12日付けで認定申請のあった「今治市地域旅客運送サービス継続実施計画」について、本日、国土交通大臣による認定を行いました。
- 地域旅客運送サービス継続事業とは、乗合バス等の利用状況や経営状況などを地方公共団体が把握し、今後の事業の維持が困難と見込まれる場合に、地方公共団体と関係者が協議して交通サービスの提供を維持していく取組です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により地域公共交通分野は大きな影響を受けていますが、本事業は、地域において効率的かつ効果的に公共交通サービスの維持・確保を図っていく方策であると考えています。
- 四国運輸局では、今後とも地域公共交通活性化再生法に基づく地域旅客運送サービスの確保に向けた取組を予算・ノウハウ面で支援してまいります。

【計画に基づいて実施される事業(地域旅客運送サービス継続事業)の内容】

- 今治市朝倉地域において現行路線バスの一部区間が廃止されるため、今治市が公募によりサービス提供者を選定し、デマンドタクシーにより継続
- 今治市吉海地域において現行路線バスが廃止されるため、今治市が公募によりサービス提供者を選定し、デマンドタクシーにより継続

【添付資料】

- ・今治市地域旅客運送サービス継続実施計画
- ・(参考)地域旅客運送サービス継続実施計画について

(問い合わせ先)

四国運輸局 交通政策部 交通企画課

担当：手嶋・山本

電話：087-802-6725

今治市地域旅客運送サービス継続実施計画

策定の背景

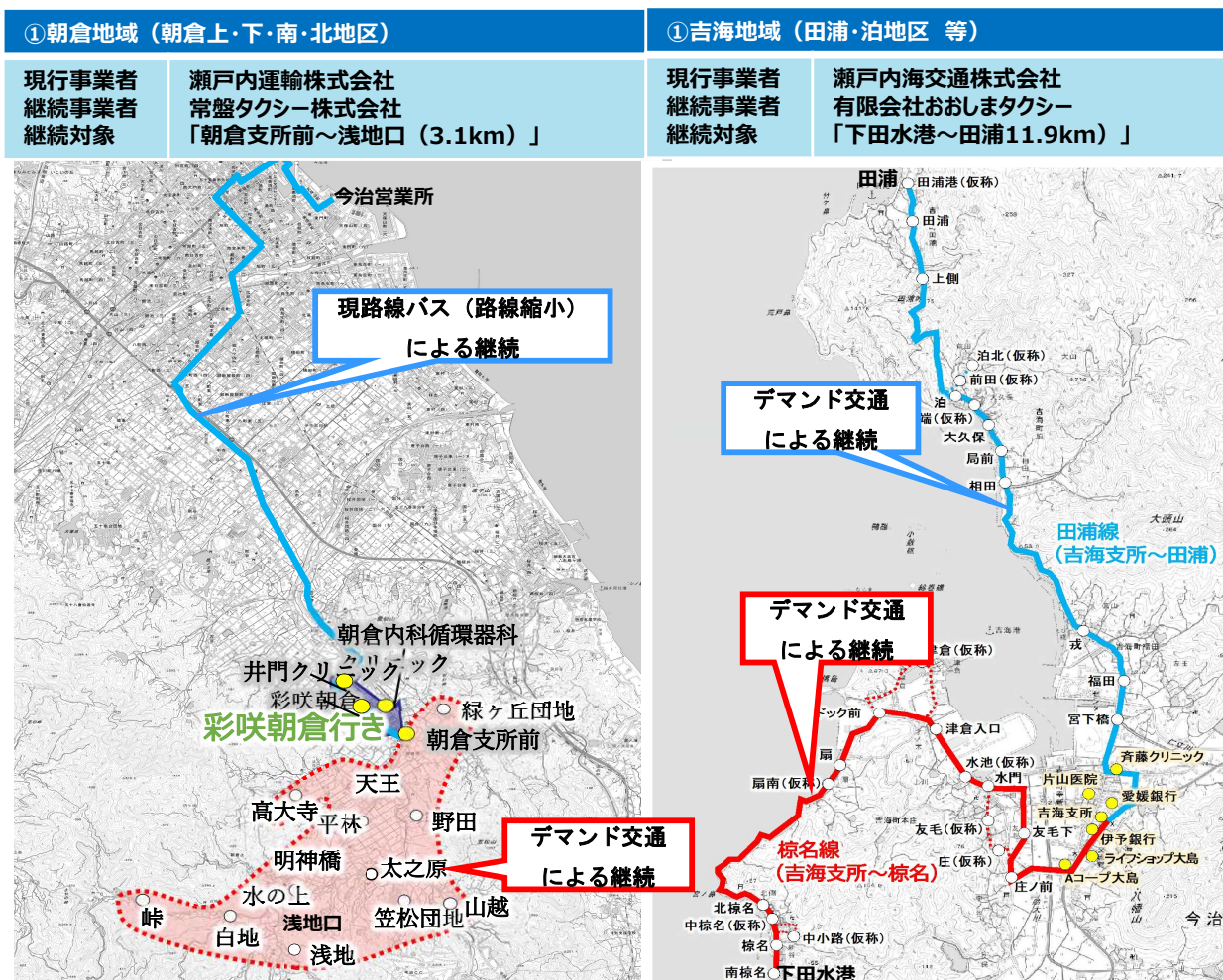
- 愛媛県今治市朝倉地域において運行している路線バス「朝倉線」（瀬戸内運輸株）の「朝倉支所前～浅地口」及び愛媛県今治市吉海地域において運行している路線バス「下田水港～田浦線」（瀬戸内海交通株）は、住民の高齢化により、利用が著しく少なくなり回復の見込みがないため、令和4年3月末をもって廃止予定。
- 路線バスとして維持することが困難な地域において、住民の通院、買物などの日常生活に必要な移動手段を継続して確保するため、令和2年10月より今治市朝倉地域及び吉海地域において「公共交通ワークショップ」を開催し協議。
- 令和3年8月にサービス継続事業実施方針を策定、9月に事業者を公募し、11月にタクシー事業者（常盤タクシー株及び有おおしまタクシー）を選定。地域のニーズに合った経路・ダイヤによるタクシー車両を用いたデマンド運行を行い、利便性を確保し、事業の効率化による収支改善を目的としてサービス継続実施計画を作成。

計画の概要

- 小型タクシー車両（セダン型）による区域運行、デマンド乗合運行によって地域旅客運送サービスを継続
- 中心部の病院、買物場所等を目的地に設定し、生活に必要な移動手段を確保
- 幹線路線と交通結節点で接続し、交通ネットワークを維持
- 運賃は、大人400円、小学生・65歳以上等半額
- 実施予定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

事業の効果

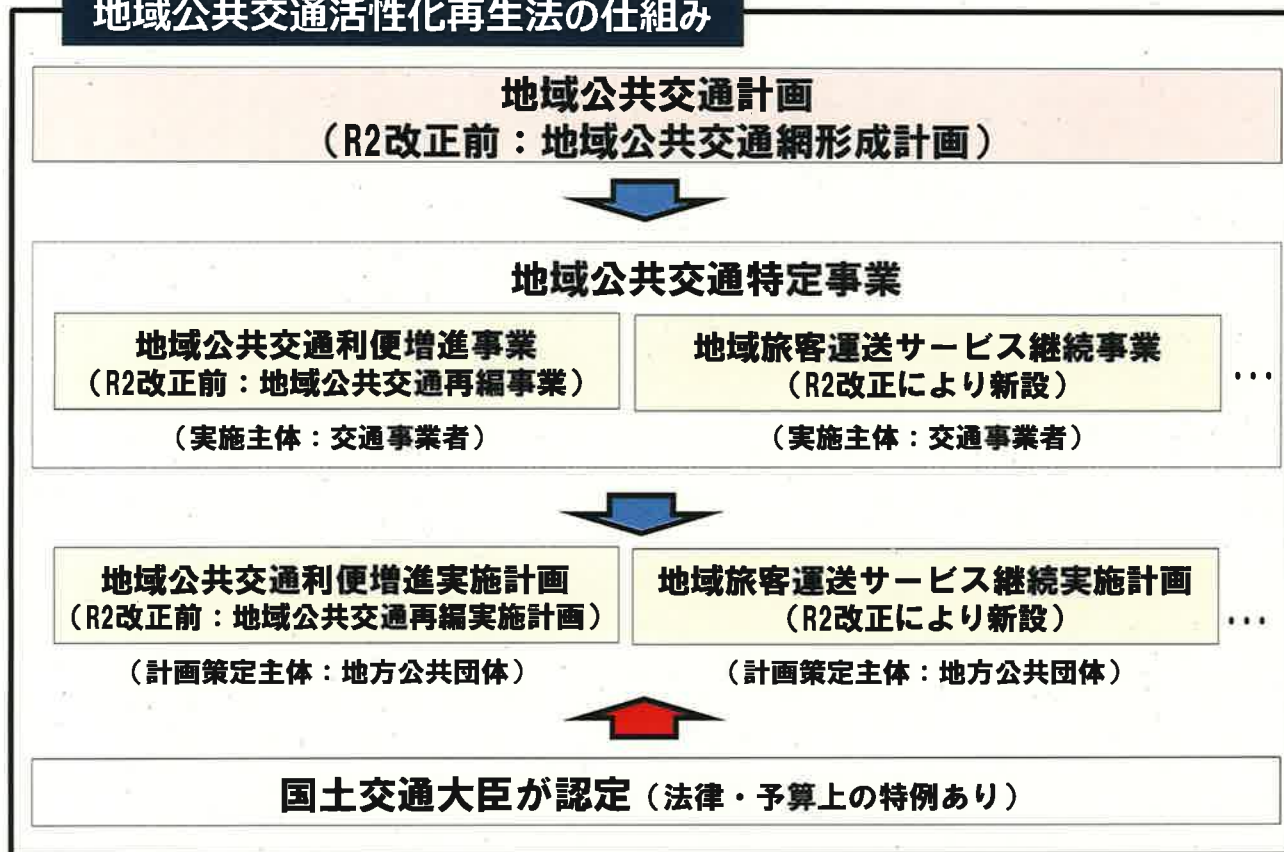
- 交通空白区間（朝倉地域・吉海地域）の解消
- 不採算区間の縮小による現行交通事業者の収支改善
- 車両小型化・デマンド運行による今治市の負担額の縮小 等



持続可能な地域旅客運送サービスを継続

(参考) 地域旅客運送サービス継続実施計画について

地域公共交通活性化再生法の仕組み



■ 地域公共交通活性化再生法について (経緯)

H19 地域公共交通活性化再生法制定
(地域公共交通総合連携計画制度創設)

H26 一部改正
(地域公共交通網形成計画制度創設)

H27 一部改正
(JRTTによる出資等業務の追加)

R 2 一部改正

(地域公共交通計画制度や地域旅客運送サービス継続実施計画制度の創設)

■ これまでの今治市の主な取組経緯

R2.10～R3.6 公共交通ワークショップで協議

R3.8 実施方針策定

R3.8 地域公共交通計画の変更

R3.9～11 サービス提供事業者の公募

R3.2 サービス継続実施計画の認定

■ 地域公共交通計画とは

- 地域の移動手段を持続的に確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者や住民などの地域の関係者と協議しながら作成するマスタープラン (※) (ビジョン+事業体系を記載)

※「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする

■ 地域旅客運送サービス継続実施計画とは

- 地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、地方公共団体による公募により、新たなサービス提供者を選定し、地域における旅客運送サービスの継続を図る事業 (地域旅客運送サービス継続事業) を実施するための計画
- 地方公共団体がサービス継続事業を実施しようとする交通事業者等の同意を得て実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることとなり、認定を受けた場合、法律・予算上の特例措置がある